

指標の見直し（改善・更新）について

○指標の改善及び更新

指標については、様々な状況の変化に応じて、不断の見直しや改善を図る。

○他の計画等との関係

各自治体における総合計画や地教行法第1条の3に規定する大綱、教育基本法に基づき教育委員会が策定する基本的な計画等との整合性を図ることが必要である。

（「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」
（文部科学大臣指針））

（平成30年度第1回教員育成協議会にて確認）

○次の場合には、指標の改善・更新に向けて事務局を中心に検討する。

- 1 山梨県教育大綱、山梨県教育振興基本計画等の策定時等に、教員育成指標との整合性について事務局を中心に確認し、見直しの必要性が生じた場合
- 2 教員育成協議会より、指標の見直しを求められた場合
- 3 各課の事業や施策を推進していく中で、各種調査やアンケートなどから、学校現場の状況と教員育成指標の内容に齟齬が生じていることが明らかになった場合や、センター及び各課が指標に基づいて研修を実施していく中で、指標の方を見直す必要性が生じた場合